

# 職務発明規定の改正、 一括払い方式、遡及適用の実務

～ **いよいよ大詰め** 実績補償方式廃止の合理性確保のポイントから退職者対応等まで～

講師 <sup>たかはし</sup>高橋 <sup>じゅん</sup>淳 氏 TH 総合法律事務所  
弁護士 弁 護 士 弁 理 士

日時 平成30年7月2日(月) 午後2時00分～午後5時00分

先般、特許法 35 条が改正されることにより、職務発明制度が発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付けを目的とするものであることが明確となりました。その結果、多くの会社が、職務発明に関する権利の帰属について、本年 4 月に改正を行っているが、発明者の権利に関する改正(実績補償方式から一括払い方式への変更)については、未だに検討中です。

発明者の権利に関する職務発明規定の改正が広がらない理由は、当職の職務発明コンサルタントとしての経験に照らすと、大別して 3 つあると思われまます。

第 1 の理由は、同業他社の様子見です。この点については、筆者の知る限り、発明者の権利に関する職務発明規定の改正に踏み切る会社も増加しており、状況は好転しつつあります。

第 2 の理由は、一部の発明者の抵抗です。発明者の権利に関する改正は、実績補償方式から一括払い方式への変更を基本とするものですが、一部の発明者にとって不利益が生じることは否定できず、この観点からの抵抗があることは事実です。しかし、これは、実績補償方式に対する誤解が根底にあり、この誤解を解消するために、丁寧な説明が求められる。さらに、改正の必要性として、発明者の権利の内容を「発明及びその事業化を促進するためのインセンティブ付け」として効率的かつ衡平なものにすることを強調するべきと思われまます。

第 3 の理由は、ダブルトラック問題です。すなわち、改正後の職務発明規定が改正前に完成した発明には適用することができないという見解があり、この見解に立つと、旧規定と新规定が併存することになり、事務処理が煩雑になる可能性があります。この点については、実績補償方式からの変更を前提とする限り、発明者の権利の抽象性及び公益性等の観点から、改正後の職務発明規定が改正前に完成した発明にも適用することができると解するべきです。

本研修会では、以上の点の他、退職者・出向者・派遣社員の取扱い等特別な問題に加え、職務発明規程のチェックポイントに触れるとともに、改正スケジュールの留意点についても示します。

1. 現行特許法 35 条の内容及び制定経緯
2. 原始帰属化に伴う問題
3. 実績補償方式から一括払い方式への変更
  - 3-1 実績補償方式の問題点
  - 3-2 ダブルトラック問題の回避の秘策
4. 職務発明規程の変更手続の合理性確保のポイント
  - 4-1 スケジュール等
  - 4-2 不服申立制度の整備
  - 4-3 納得感の確認
5. 退職者・出向者・派遣社員の取扱い等特別な問題
6. 職務発明規程のチェックポイント

～質疑応答～

提供図書:高橋講師の最新編著「職務発明の実務 Q&A」勁草書房 2018 年 2 月刊 ¥4,860-(税込み)

【講師紹介】1995 年 10 月司法試験上位合格(論文試験 10 番、口述試験 11 番)、1996 年 4 月司法研修所入所、1998 年 4 月弁護士登録、2002 年 1 月弁理士登録、2003 年 6 月日弁連知的所有権委員会(現:日弁連知的財産制度委員会)委員に選任される。2015 年より弁理士試験の試験委員に就任 ◆著作 ◆『職務発明規定改正対応の実務』レクシスネクシス・ジャパン(株)、『職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務』産業調査会、『裁判例から見る進歩性判断』産業調査会、『不正競争防止法コンメンタル』レクシスネクシス・ジャパン(株)、『注解特許法』共著、青林書院、「職務発明における相当の利益」ジュリスト 2016 年 1 月号、ほか多数。 ※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会

<http://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>

Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年7月2日(月)  
14:00~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき38,500円  
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき33,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

職務発明規定の改正、  
一括払い方式、遡及適用の実務  
7/2

◆参加申込書◆

FAX 03-5695-8005

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (*セミナーコード 1227 (Law-301227))	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。